

定 款

ヘッジファンドダイレクト株式会社

ヘッジファンドダイレクト株式会社
定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ヘッジファンドダイレクト株式会社と称し、英文では、Hedgefund Direct Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- (1)投資助言・代理業
- (2)前号に付帯し、又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社の本店を、東京都千代田区に置く。

(会社機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,800,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株 とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役会長がその議長となる。

2. 取締役社長又は取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(会社法で定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことに

による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

附則第1条 定款変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2. 本条は、前項に定める効力を生ずる日をもってこれを削除する。

上記は当会社の現行定款の写しに相違ありません。

令和8年6月26日
東京都千代田区丸の内1-8-2
ヘッジファンドダイレクト株式会社
代表取締役社長 柿本紘輝